

※「通知預金規定」「納税準備預金規定」の一部改定のお知らせ※

当社では、2021年9月21日(火)以降、以下の規定を新規定によりお取り扱いさせていただきます。
なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。
この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 埼玉りそな銀行

1. 改定日

・2021年9月21日(火)

2. 対象となる規定

- ・通知預金規定(通帳制)
- ・通知預金規定(証書制)
- ・納税準備預金規定

3. 改定内容

・次の条項について以下のとおり改定します。

◆ 通知預金規定(通帳制)

改定前	改定後
<p>7. (預金の解約)</p> <p>(3)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p>	<p>7. (預金の解約)</p> <p>(3)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>⑧当社において、この種類の商品を廃止する場合</p> <p>⑨その他相当の事由がある場合</p>

◆ 通知預金規定(証書制)

改定前	改定後
<p>7. (預金の解約)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第 1 項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</p>	<p>7. (預金の解約)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第 1 項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</p> <p>⑧当社において、この種類の商品を廃止する場合</p> <p>⑨その他相当の事由がある場合</p>

◆ 納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>13. (預金の解約)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</p> <p>②この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第 1 項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</p>	<p>13. (預金の解約)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</p> <p>②この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第 1 項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦前条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</p> <p>⑧当社において、この種類の商品を廃止する場合</p> <p>⑨その他相当の事由がある場合</p>